

「デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託」ご質問への回答

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

NO	質問箇所	ご質問	回答
【仕様書に関する事項】			
1	4 業務内容 (2) デジタルツイン環境を活用した安全性検証	<p>(2) デジタルツイン環境を活用した安全性検証業務においては、自動運転バスの制御モデル等を提供可能な、現実世界で実際に走行させる技術を持った事業者の参画が必要と認識しております。</p> <p>本事業で弊社が連携可能な事業者が複数存在する場合、提案時点では「複数と連携可能」と事業者名含め提示し、本事業の受託後に貴市として(2)業務のなかで、自動運転バスの制御モデル等の提供を担当する事業者を選定いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、本事業は自動運転バス等を始めとしたモビリティサービスの実装を目指すための事業であるため、自動運転バスの制御モデル等を提供可能な、現実世界で実際に走行させる技術を持った事業者の参画は必須である。</p> <p>連携可能な事業者が複数あれば、本市で事業者を選定することは可能である。その場合、第三者の審査委員を招集し、「選定委員会」を開催することを想定。</p> <p>また、留意点は下記5点。</p> <p>①それぞれの事業者が仕様書における(2)業務の要求を達成可能であることを提案書にて示すこと</p> <p>②いずれの事業者に選定された場合も契約上・実務上ともに提案事業者が責任を持つこと</p> <p>③当該スキームの採用によって想定されるリスクと対応策を提案書にて示すこと</p> <p>④外部審査委員への打診・日程調整等本市の役割・スケジュールを提案時に明確に示すこと。</p> <p>⑤デジタルツイン環境との連携の観点から審査が必要なため、発注者からの指示に応じて選定委員会の審査委員には提案事業者の参画または委員の選出を行うこと。</p>